

福岡大学附属大濠高等学校同窓会 会議に関する細則

会則(第5章及び第7章)による会議に関する細則を次のように定める。

(会議の種類)

第1条 議決を伴う本会の会議は次のとおりとする。

- 1 理事会
- 2 常務理事会

(会議の構成員と定数)

第2条 理事会は理事を構成員とし、過半数の出席を以って成立する。但し、委任状は出席とみなす。

- 2 常務理事会は常務理事を構成員とし、過半数の出席を以って成立する。但し、委任状及び議決権行使書は出席とみなす。

(委任状及び議決権行使書)

第3条 会議にてやむを得ず欠席する場合には、委任状又は議決権行使書を提出するものとする。

- 2 会議においては当該議事につき議決権行使書を以ってあらかじめ意思を表した者は出席者とみなす。

(発言権)

第4条 会議では議長が指名した者とする。

(表決権)

第5条 会議は出席した者1人につき1とする。但し、委任状又は議決権行使書により当該議事につきあらかじめ意思表示があれば議長はこれを1とする。

- 2 会則第19条第1項及び第31条の決議に際し、可否同数の場合には議長の決するところによるものとする。

(会議の同席)

第6条 会議には構成員の他、会長が必要と認めた顧問・事務局員が参加することができる。但し、議長の指名により発言はできるが、表決権はこれを持たない。

(監事)

第7条 会議には監事は1名以上参加することができる。

(改廃)

第7条 この細則は常務理事会の議決を経なければ変更することができない。

(付則)

第8条 この細則は平成26年5月17日より施行する。